

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 (託送供給等約款)

当社は、このたび、電気事業法第18条第5項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（2019年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（料金）に定める料金率、68（受電地点への供給設備の工事費負担金）および71（供給地点への供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額、附則6（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）に定める料金率、附則12（この約款の実施にともなう切替措置）に定める料金率、附則13（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率ならびに別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則13（消費税法の改正にともなう経過措置）および別表5（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	32.47	2.95
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	64.94	5.90
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	129.88	11.81
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	194.82	17.71
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	324.70	29.52
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	324.70	29.52
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	96.99	8.82
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	193.97	17.63
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	193.97	17.63

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	170.50	15.50
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または 接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	132.00	12.00
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	66.00	6.00
接続送電サービス契約電流15アンペア	198.00	18.00
電力量料金		
1キロワット時につき	7.02	0.64
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	170.50	15.50
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または 接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	132.00	12.00
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	66.00	6.00
接続送電サービス契約電流15アンペア	198.00	18.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	7.61	0.69
夜間時間		
1キロワット時につき	6.23	0.57
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	9.81	0.89
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	462.00	42.00
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	335.50	30.50
電力量料金		
1キロワット時につき	5.25	0.48

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	462.00	42.00
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	335.50	30.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.68	0.52
夜間時間		
1キロワット時につき	4.68	0.43
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.83	1.17
高圧で供給する場合		
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	594.00	54.00
電力量料金		
1キロワット時につき	2.22	0.20
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	594.00	54.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.48	0.23
夜間時間		
1キロワット時につき	1.91	0.17
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.96	1.09

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
特別高圧で供給する場合		
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	434.50	39.50
電力量料金		
1キロワット時につき	1.20	0.11
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	434.50	39.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.30	0.12
夜間時間		
1キロワット時につき	1.07	0.10
特別高圧従量接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	8.33	0.76
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する 場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	504.90	45.90
特別高圧で供給する場合	370.70	33.70

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2.88	0.26
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	5.75	0.52
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合	5.75	0.52
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	57.56	5.23
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合	57.56	5.23
1キロボルトアンペアまでごとに		
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1キロワット1日につき	87.54	7.96
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	77.00	7.00
特別高圧で供給する場合	72.60	6.60
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	122.10	11.10
特別高圧で供給する場合	95.70	8.70

(2) 68 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧または特別高圧で供給し、発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設する場合 新増加契約受電電力1キロワットにつき	2,860.00	260.00

(3) 71 (供給地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
低圧または高圧で供給する場合 架空供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,950.00	2,450.00
特別高圧で供給する場合 工事費 架空供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	561.00	51.00
標準電圧60,000ボルトまたは70,000ボルトで供給する場合	176.00	16.00
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	88.00	8.00
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	638.00	58.00
標準電圧60,000ボルトまたは70,000ボルトで供給する場合	561.00	51.00
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	220.00	20.00
当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	5,500.00	500.00

(4) 附則6（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 1キロワット時につき	149.08	13.55
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 1キロワット時につき	12.68	1.15

(5) 附則12（この約款の実施にともなう切替措置）に定める料金率

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 1キロワット時につき	146.37	10.84
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 1キロワット時につき	12.45	0.92
近接性評価割引単価 1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.45	0.03
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 140,000ボルト以下の場合	0.26	0.02
受電電圧が標準電圧140,000ボルト をこえる場合	0.13	0.01

(6) 附則13（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス料金 低圧で供給する場合 電灯定額接続送電サービス 電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	31.88	2.36
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	63.76	4.72
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	127.52	9.45
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	191.28	14.17
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	318.79	23.61
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	318.79	23.61

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	95.22	7.05
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	190.45	14.11
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	190.45	14.11
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	167.40	12.40
19(接続送電サービス)(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	129.60	9.60
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	64.80	4.80
接続送電サービス契約電流15アンペア	194.40	14.40
電力量料金		
1キロワット時につき	6.89	0.51
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	167.40	12.40
19(接続送電サービス)(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	129.60	9.60
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	64.80	4.80
接続送電サービス契約電流15アンペア	194.40	14.40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	7.47	0.55
夜間時間		
1キロワット時につき	6.11	0.45
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	9.63	0.71

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	453.60	33.60
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	329.40	24.40
電力量料金		
1キロワット時につき	5.15	0.38
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	453.60	33.60
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	329.40	24.40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.57	0.41
夜間時間		
1キロワット時につき	4.59	0.34
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.59	0.93

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2.83	0.21
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	5.65	0.42
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	5.65	0.42
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	56.52	4.19
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	56.52	4.19
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1キロワット1日につき	85.95	6.37

(7) 別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
近接性評価割引単価		
1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.46	0.04
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 140,000ボルト以下の場合	0.26	0.02
受電電圧が標準電圧140,000ボルト をこえる場合	0.13	0.01

(8) 附則13（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める離島基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
100ワットをこえる1灯につき	0.000	0.000
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.000	0.000
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.000	0.000
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	0.000	0.000
100ボルトアンペアまでごとに		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
1キロボルトアンペアまでごとに		
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力		
1キロワット1日につき	0.000	0.000
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.000	0.000

(9) 別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
100ワットをこえる1灯につき	0.000	0.000
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.000	0.000
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.000	0.000
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	0.000	0.000
100ボルトアンペアまでごとに		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
1キロボルトアンペアまでごとに		
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力		
1キロワット1日につき	0.000	0.000
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.000	0.000